

第1章

計画の基本的事項



1-1 計画策定の趣旨

大月市では、「大月市第5次総合計画・基本構想」において、都市の将来像と環境調和都市づくりの大綱を次のように定めています。

- 都市の将来像

自然と共生する環境調和都市

- 環境調和都市づくりの大綱（抜粋）

①調和のとれたまちづくり

豊かな自然環境を保全しながら、活力あるまちづくりに向けて、自然環境と調和した土地利用と都市計画の適切な運用を図ります。

魅力ある生活環境の形成と活発な都市活動を促すための基礎的条件として都市アメニティを重視し、都市景観の形成や特色ある公園や緑地の整備を推進し、彩りのある都市環境づくりに努めます。

②快適なまちづくり

市街地の面的整備を推進し、あわせて民間開発の規制誘導により秩序と魅力のある都市環境づくりに努めます。

また、住宅、上・下水道など身近な生活環境を充実させるための社会的インフラを整備し、定住の場としての基礎的条件整備を促進します。

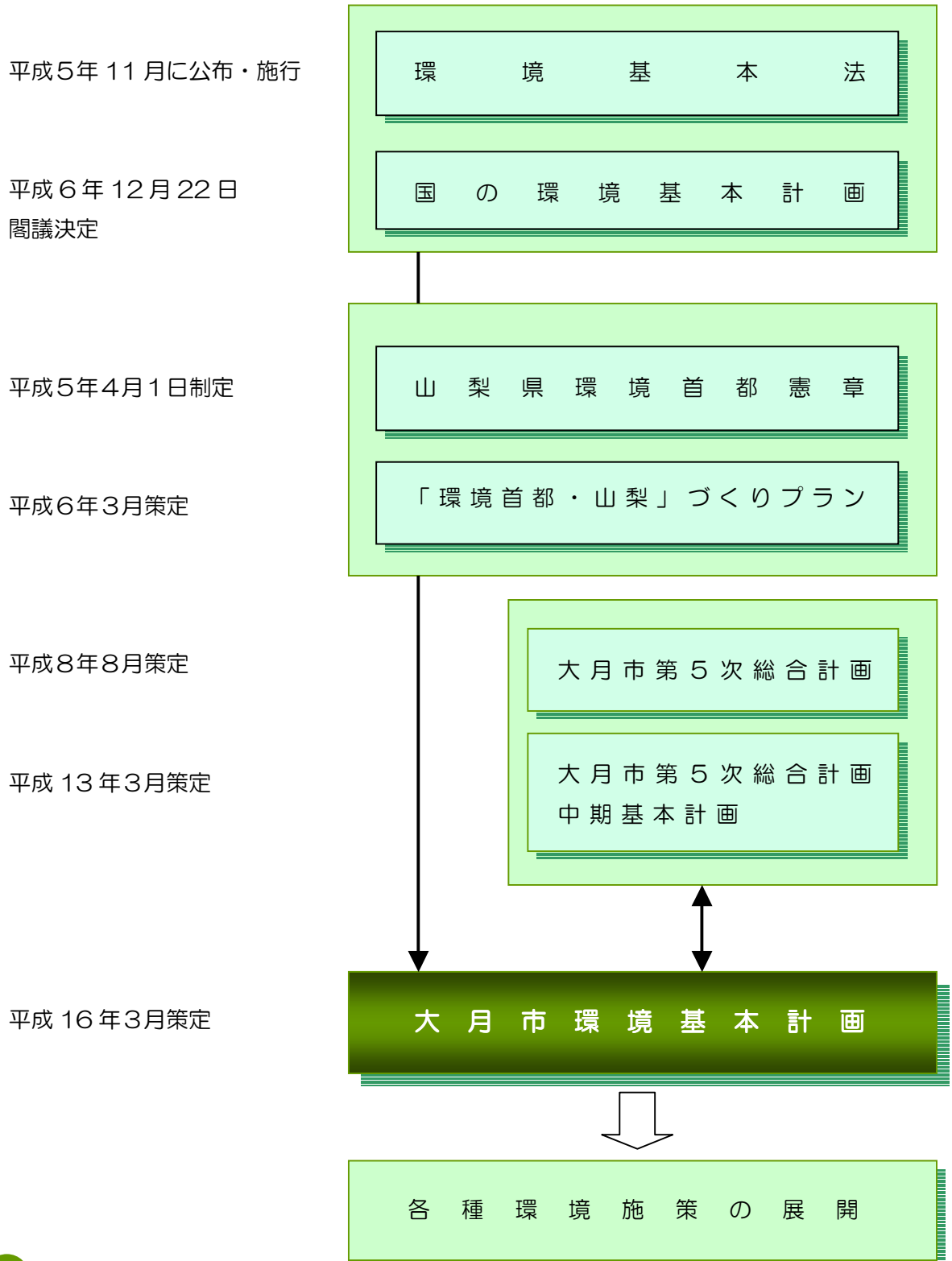
③安心して暮らせるまちづくり

生活環境の安全性は重要な要素であり、ごみの処理や交通の安全は特に重要な課題となっており、市民一人ひとりの環境問題に対する理解と積極的な取り組みを促しながら安らぎのある生活環境づくりの整備に努めます。

環境基本計画は、この総合計画に示される都市の将来像や、環境調和都市づくりを実現するために、市民・事業者・市が一体となって取り組んでいく、環境の保全・創出に関する目標と施策の方針を定めることを目的として策定するものです。

1-2 計画の位置づけ

大月市環境基本計画は、国の環境基本法・環境基本計画や県の山梨県環境首都憲章・「環境首都・山梨」づくりプランなどとの整合を図りながら、大月市の望ましい環境像の実現を目指す環境行政に関する総合的な計画です。



1-3 計画の期間

この計画は、平成 16 年度を初年度とし、平成 25 年度を目標年度とする 10 年計画です。

ただし、計画で示す施策の数値目標や具体的な取り組みの内容などについては、計画の実効性を高める観点から、環境に対する経済社会情勢や環境の保全・創出に関わる技術の進歩などに合わせ、市の総合計画との調整を図りながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

1-4 計画の対象区域

この計画は、大月市の全域を対象とします。

また、広域的な環境課題・地球環境問題などの、市だけで解決できないものについては、近隣市町村や国・県などと連携、協力し広域的に対応します。

1-5 対象とする環境の範囲

ここでは、次のような環境の分野を計画の対象として取り扱います。

- ①自然環境 (自然環境の保全・活用、自然とのふれあいに関すること)
- ②生活環境 { 大気や水環境の改善、化学物質による汚染防止、ごみや廃棄物の処理などに関すること }
- ③快適環境 (歴史文化資源の保全・活用、まちの魅力づくりなどに関すること)
- ④地球環境問題 (地球環境の保全に関すること)
- ⑤環境保全に関する行動 (環境保全に向けた市民・事業者・市などの行動に関すること)

